

## 柳川商工商議所「生命共済見舞金制度」規約

### (目的)

第1条 本制度は、柳川商工会議所（以下、「当所」。）が会員事業所及びその役員・従業員の福利厚生制度を充実させることを目的として実施する「生命共済制度」の一部をなすものである。

### (対象者)

第2条 本規約は、当所が運営する「生命共済制度」のうち、当所が独自に給付を行う見舞金・祝金・祝品・助成金の各制度について規定するものであり、その対象者は会員事業所の「生命共済制度」に加入する事業主・役員及びその従業員（以下、「対象者」という。）とする。

### (運営費)

第3条 会員事業所は当所に対し、「生命共済制度」の掛金に含まれる本制度の運営費を別に定める期日までに毎月払い込まなければならない。

### (給付内容)

第4条 本制度の給付は、見舞金・祝金・祝品・助成金とし、その内容は別表1に定めるとおりとする。

### (脱退)

第5条 次のいずれかに該当した場合、対象者は、掛金が払い込まれている月の末日をもって「生命共済制度」から脱退するものとする。「生命共済制度」から脱退した対象者は、自動的に本制度から脱退するものとする。

- (1) 会員事業所が所定の手続きにより「生命共済制度」から脱退する旨の意思表示を行ったとき。
- (2) 会員事業所が当所の会員でなくなったとき。
- (3) 会員事業所が「生命共済制度」の掛金を期日までに支払わなかったとき。ただし、別途定める猶予期間内に支払がなされた場合はこの限りでない。
- (4) 対象者が死亡または会員事業所を退職したとき。
- (5) 対象者が反社会的勢力に該当すると認められるとき、および反社会的勢力に関与していることが認められるとき

### (給付手続き)

第6条 対象者は、見舞金・祝金・祝品・助成金の支払事由に該当した場合は、会員事業所を通じ、速やかに当所に通知し、別表2に定める書類を提出の上、所定の請求手続きを行うものとする。

### (請求権)

第7条 見舞金・祝金・祝品・助成金制度の請求権は、該当日（事故通院開始日、病气入院開始日、婚姻および出産の事実が発生した日、加入期間満了を迎えた日、20歳に達した日、PET-CT検診を受診した日）より3年以内とする。

### (規約の制定・改廃)

第8条 本規約の制定および改廃は、会頭の決裁により行うものとする。

### (付則)

第1条 この規約は、令和7年2月1日より実施する。

## 別表1 見舞金・祝金・祝品・助成金給付内容

### <給付する場合>

#### ●通院見舞金

対象者が不慮の事故を原因とする傷害を被り、5日以上医療機関へ通院された場合に、一人につき年1回を限度とし日数に関わらず1口あたり10,000円を傷害通院見舞金として支給する。

#### ●入院見舞金

対象者が疾病により10日以上の継続入院をした場合に、一人につき年1回を限度とし口数・日数に関わらず、一律10,000円を病気入院見舞金として支給する。

#### ●結婚祝金

対象者本人が結婚した場合に、一人につき年1回を限度として、1口あたり10,000円を結婚祝金として支給する。また、対象者同士が結婚したときは、それぞれに結婚祝金を支給する。なお、1対象者1回限りとし、本制度に2年以上加入していることを条件とする。

#### ●出産祝金

対象者または対象者の配偶者に子供が生まれた場合に、1口あたり10,000円を出産祝金として支給する。また、多胎児の場合は出産人数分の祝金を支払い、両者が対象者の場合は、それぞれに出産祝金を支払う。但し、本制度に2年以上加入していることを条件とする。

#### ●75歳満了祝品

対象者が毎年2月1日時点で75歳6カ月を超え、加入期間満了となった場合に、口数に関わらず祝品を支給する。但し、本制度に2年以上加入していることを条件とする。

#### ●二十歳祝品

対象者が二十歳を迎えた場合に、口数に関わらず祝品を支給する。但し、本制度に1年以上加入していることを条件とする。

#### ●PET検診助成金

対象者が、当所が会員向けサービスとして実施する指定の「PET-CT検診」を受診した場合に、年1回を限度とし、1口5,000円、2口以上一律10,000円をPET検診助成金として支給する。但し、本制度に1年以上加入していることを条件とする。

#### ●その他

- ・見舞金は、日本国内における病院または診療所において通院・入院の治療を受けた場合に支給する。
- ・整骨院・鍼灸院については、医師の同意による治療など各種健康保険が適用される場合のみ支給対象とする。

### <給付できない場合>

#### ■見舞金制度共通

- ・定期保険(団体型)から死亡保険金、災害保険金、高度障害保険金、災害高度障害保険金、入院給付金、入院一時金、先進医療一時金を受けた場合は、見舞金支払いの支払い対象となりません。
- ・詐欺行為による加入・更新があった場合に、その対象者(被保険者)の加入・更新が取り消しとなった場合
- ・保険金などの不法取得目的による加入・更新があった場合に、その対象者の加入更新が無効となった場合
- ・契約者、対象者、保険金受取人が、保険金などを搾取する目的で事故招致(未遂を含

む)を行ったときや、暴力団関係者やその他の反社会的勢力に該当すると認められた時など、重大事由によりご契約の全部またはその対象者の部分が解約された場合

- ・核燃料物質等の放射性、爆発性その他有害な特性による事故
- ・対象者の犯罪行為、精神障害、泥酔の状態を原因とする事故および対象者が法令に定める運転資格をもたないで運転している間に生じた事故によるとき、または対象者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転の間に生じた事故によるとき
- ・地震、噴火、またはこれらによる津波
- ・戦争、破壊、テロ、内乱、暴動等の変乱によるとき
- ・「保険金・給付金をお支払いしない場合など」に該当した場合は、商工会議所独自の給付制度も福祉団体定期保険と同様に取り扱う
- ・請求当月分の掛け金が入金されないとき

#### ■病気入院見舞金

- ・正常出産による入院の場合

#### ■傷害通院見舞金

- ・針灸、あんま、マッサージへの通院の場合

#### ■＜用語の定義＞

- ・対象者：生命共済制度に加入する会員事業所の事業主・役員および従業員
- ・傷害：急激かつ偶然な外来の事故による傷害事故  
\*身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取したときに急激に生じる中毒症状（継続的に吸入、吸収または摂取した結果生じる中毒症状を除く。）を含み、細菌性食物中毒は含まない。
- ・入院：医師による治療が必要な場合において、自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念すること

別表2 見舞金・祝金・祝品・助成金請求書類

見舞金区分	必要書類
<p>傷害通院見舞金</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当所指定請求書</li> <li>・ 通院日数・対象者名のわかる領収書等（コピー可）</li> </ul>
<p>病気入院見舞金</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当所指定請求書</li> <li>・ 入退院日が明記された診断書または退院証明書または領収書（コピー可）</li> </ul>
<p>結婚祝金</p>	<p>婚姻を証明できる戸籍謄本・戸籍抄本もしくは結婚受理証明書等の写し</p>
<p>出産祝金</p>	<p>戸籍謄本・戸籍抄本・住民票・母子手帳・出生届済証明もしくは健康保険証等続柄が記載されていて出生を確認できるものの写し</p>
<p>75歳満了祝品</p>	<p>生年月日が証明できる住民票・運転免許証・健康保険証・パスポートなど身分証明書の写し</p>
<p>二十歳祝品</p>	<p>生年月日が証明できる住民票・運転免許証・健康保険証・パスポートなど身分証明書の写し</p>
<p>PET検診助成金</p>	<p>柳川商工会議所が実施する会員サービス事業「PET-CT検診」申込書の写しおよび実際に対象者が受診したことを証明できる書類等の写し</p>